

2007年(平成19年)5月24日

有限会社 日本司法学院
代表取締役 山本 利明 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清 水 巖

〒655 - 0022
神戸市中央区元町通6丁目7番10号
元町関西ビル3階
かげやま司法書士事務所内
TEL : 078 361 7234
FAX : 078 361 7228
URL : <http://hyogo-c-net.com>
〔連絡先〕 かけはし法律事務所
弁護士 亀井 尚也
TEL : 078 361 9494
FAX : 078 361 9493

再 申 入 書

当NPO法人の申入書に対し、真摯なご対応をいただきましたことにつき、敬意を表します。

さて、貴社より過日頂きました「平成19年3月8日付回答書」及び「平成19年4月4日付受講の解約に関する規約」について、その趣旨は理解致しましたが、更に受講申込者に対して契約内容を明確化する見地から、以下のとおり善処されるよう申し入れます。

なお、貴社の更なるご対応策について、お手数ですが、本書面到着後1ヶ月以内に文書にてご回答のうえ、あわせて新しい受講申込書等の資料をご送付いただきますよう、お願い申し上げます。

第1 再申入れの趣旨

貴社の受講申込書の中に貴社の平成19年4月4日付書面に記載されている「受講の解約に関する規約」の内容を記載する体裁とされたい。

第2 再申入れの理由

貴社の平成19年3月8日付回答書に記載されたとおり、新たに制作されたものと思われ

る「受講申込書」において、「 受講申込の解約については、・・・当社規定により返金いたします。」との記載がなされているが、この「当社規定により」との記載だけでは、規定の内容が不明確であり、貴社の平成19年4月4日付書面に記載された「受講の解約に関する規約」にかかる受講料の返金についての規定を記載しなくては、受講申込者（消費者）にとって契約内容が明瞭でないため。

以上